

# 福祉医療制度などの該当者に受給者証を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

福祉医療制度は、国民健康保険または職場の健康保険などのいずれかの健康保険に加入している一定所得以下の高齢期移行者、障がい者（児）、乳幼児など、児童、母子家庭、父子家庭、遺児の人に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成し、安全・安心な社会づくりを推進する施策の一環として大きな役割を果たしています。

現在受給者証をお持ちの人については6月末頃に更新を行い、継続して各福祉医療制度に該当する人には新しい受給者証（鶯色）を郵送します。

※新たに対象となる人は、健康保険証・印鑑(朱肉をつかうもの)・令和2年度所得課税証明書(令和2年1月2日以降に転入した人)・障害者手帳(障害者・高齢障害者医療費助成制度対象者)・介護保険被保険者証を持参のうえ、保険年金グループに申請してください。(詳しくは保険年金グループまでお問い合わせください)

## 高齢期移行助成事業

内 容	
対象者	65歳以上69歳以下の人
所得制限基準	町県民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人
一部負担金	定率2割負担
負担限度額	区分Ⅱ 外来 月額 12,000円
	入院 月額 35,400円
	区分Ⅰ 外来 月額 8,000円
	入院 月額 15,000円

※区分Ⅱは介護保険の要介護2以上の認定が必要  
※誕生日が昭和27年6月30日以前の方は経過措置対象者となり、介護保険の認定要件は不要です。

## 障害者医療費助成事業・高齢障害者医療費助成事業

内 容	
対象者	・障がい程度1級・2級・3級(内部障害のみ)の身体障がい者 ・知的障がい者(療育A・B1判定) ・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象
所得制限基準	世帯の町県民税所得割税額合計額が23.5万円未満の人
一部負担金	外来 1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円まで)の負担【低所得者は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】
	入院 定率1割負担(負担限度額月額2,400円)【低所得者は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3カ月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし

## 乳幼児等医療費助成事業

内 容	
対象者	出生から小学3年生まで
所得制限基準	所得制限なし
一部負担金	外来 一部負担金なし
	入院 一部負担金なし

## こども医療費助成事業

内 容	
対象者	小学4年生から中学3年生まで
所得制限基準	所得制限なし
一部負担金	外来 一部負担金なし
	入院 一部負担金なし

## 母子家庭等医療費助成事業

内 容	
対象者	20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父及びその児童、遺児
所得制限基準	児童扶養手当の所得制限(全部支給)の基準を準用
一部負担金	外来 1医療機関あたり、1日800円を限度に月2回(1,600円まで)の負担【低所得者は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】
	入院 定率1割負担(負担限度額 月額3,200円)【低所得者は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3カ月を超える入院の場合)は、4カ月目以降一部負担金なし

※低所得者とは、所得制限判定対象者が町県民税非課税で、年金収入と所得の合計が80万円以下の人です。  
※乳幼児等医療とこども医療においては、令和2年4月診療分から指定難病などにおける受給者証を使用した場合に償還払いで助成できます。申請には領収書などが必要になりますので、詳しくは保険年金グループまでお問い合わせください。



東播磨の見て聞いて知って“納得”する行政情報をわかりやすく発信します。毎月1日、16日に更新する5分番組です。

**今月の内容**

- 7月1日(水)~15日(水) 高砂市空き家活用支援事業(高砂市)
- 7月16日(木)~31日(金) マイナンバーカードの申請はお済みですか(稲美町)

**放送時間**

月~金曜日 8:55~、22:55~  
土、日曜日 6:55~、22:55~



BAN-BANラジオ FM86.9MHz  
播磨町タウンインフォメーションを発信中。  
火曜日17:30(再23:30)  
水曜日13:40(再21:40)  
木曜日 8:10(テレビ同時放送)

## 新型コロナウイルス感染症 に関係したお知らせ

**播磨町中小企業支援金  
新型コロナウイルス感染症  
拡大の影響を受け、売上  
が大きく減少している町  
内事業者播磨町中小企  
業支援金を給付します**

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上が大きく減少している町内事業者の事業継続を支援するため、国の持続化給付金の支給を受けた事業者などに對し播磨町から支援金を支

給します。

▼対象 国の持続化給付金の支給を受け事業継続をする次の人  
法人 播磨町内に本社を有し法人登記のある法人(確定申告書の納税地が播磨町の法人)  
個人 播磨町内に住民登録がある事業主

▼支給額 1事業者10万円

▼申請期間 5月19日(火)~令和3年2月26日(金)

▼申請方法 電子申請により申請が可能です。電子申請を利用できない場合は、

申請書類を郵送してください。

▼申請先・問合せ 〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号  
播磨町役場住民グループ地域振興チーム  
☎079(435)2364

詳しい申請方法や必要書類は、播磨町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

事業者の皆さまへ  
**新型コロナウイルス対策支援策個別相談会**  
播磨町商工会  
☎079(435)1630

実施します。

▼対象 新型コロナウイルスにより売上げ減少や休業など、事業に影響があった事業者

▼開催日 9月29日までの毎週火・金曜日(8月14日を除く)

▼受付時間 午前9時~11時30分、午後1時~3時30分

※予約制ではありません。直接お越しください。1事業所30分程度。状況によりお待ちいただくことがあります。

▼場所 播磨町商工会館  
▼費用 無料

▼問合せ 播磨町商工会 ☎079(435)1630  
※欄外に追記あり。

## 交通事故の状況

令和2年4月末現在 昨年比

	人身事故件数	傷者	死者
加古川市	315(-156)	359(-193)	0(-3)
稲美町	35(-18)	42(-20)	0(±0)
播磨町	35(-20)	38(-28)	0(±0)

## 犯罪発生状況

4月の町内犯罪発生件数 12件  
種別 (前年比±0件)

自転車盗	3
自動販売機ねらい	1
万引き	3
暴行	2
その他	3

令和2年犯罪累計 54件  
※件数は速報値のため、累計数と月毎の件数の合計が異なる場合があります。  
※前年比は、平成31年4月との比較です。

おくやみ 【5・6月届出分】  
氏名(敬称略) 町名 年齢  
中島 里子 (宮北) 71

**町税  
新型コロナウイルスの影響により納税が困難な人への徴収猶予の特例制度**  
税務グループ  
☎079(435)0358

新型コロナウイルスの影響により事業などに係る収入に相当の減少があった人は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。徴収の猶予を受けるためには、申請が必要です。徴収の猶予が認められた場合、差押などの滞納処分の執行を受けないほか、認められた期間中の延滞金が免除されます。

▼対象 次の①②のいずれにも該当する人です

## 事業者の皆さまへ 新型コロナウイルス対策支援策個別相談会

「雇用調整助成金」などの相談は、6月30日(火)まで毎日開催中。

▶問合せ 播磨町商工会 ☎079(435)1630